

議案第 37 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部改正により、選挙長等の費用弁償額等の基準が改定されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）選挙関係の特別職の職員の報酬等の改定（別表第 1 の改正規定）

区分	現行	改正後
選挙長及び開票管理者	1 回 10,700 円	1 回 12,200 円
投票管理者	日額 12,700 円	日額 14,500 円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,200 円	日額 12,800 円
選挙立会人及び開票立会人	1 回 8,900 円	1 回 10,100 円
投票立会人	日額 10,800 円 8 時間以下の場合 5,000 円	日額 12,400 円 8 時間以下の場合 7,600 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円 8 時間以下の場合 5,000 円	日額 10,900 円 7 時間以下の場合 6,600 円

2. 施行期日等

（1）施行期日

公布の日から施行します。

（2）適用区分

この条例の施行の日以後にその期日を公示又は告示される衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第 95 条、地方自治法第 85 条第 1 項及び第 291 条の 6 第 7 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 3 2 項に規定する投票に係る特別職の職員の報酬について適用することとします。